

若者に多いマルチ取引トラブル 強引な勧誘、断る勇気を

若者から多く寄せられる相談に「マルチ取引」のトラブルが挙げられます。「マルチ取引」とは商品・サービスを契約して、自分が新たな買い手を探し、買い手が増えるごとにマージンが入る取引形態のことです。成人した直後に勧誘されることが多く、健康食品や化粧品を扱う場合や、最近は投資等で高額収入を得るノウハウがわかるなどと称する「情報商材」を扱う事例も目立ちます。

▼知人から35万円の健康食品を勧められ「会員になれば会員価格で購入でき、友人を会員に誘えば絶対にもうかる」と言われた。高額なので断ったが「サラリーマンだけでは人生負け組」「3カ月頑張れば自動的に毎月5万円の収入がある」と言われ、資金ねん出のための消費者金融を紹介され、よくわからぬまま契約した。しかし、勧誘に行き詰まり利益は得られず、借金も返済できない。(20歳・男性)

▼会員制交流サイト(SNS)で知り合った相手から「FX自動ソフト販売の代理店になれば、会員の獲得・購買収入とボーナスで月40万円以上になる」「代理店契約料と情報マニュアル料の46万円はクレジットで支払えばいい」と言われた。不安に感じたが「1カ月で返済できる」との言葉を信じて契約した。マニュアルに従い友人を誘ったが収入にはならず、そのうち勧誘者とは連絡が取れなくなった。(21歳・男性)

マルチ取引の仕組みは複雑で、短時間で理解できるものではありません。契約をためらっていても、契約さえすれば成功が保障されると思わせる巧みで強引な勧誘と、知人との関係を壊したくない思いが、その壁を超えさせてしまいます。

甘い言葉とともに自分が理解できないうちに押し切られるような勧誘を受けたときには、警戒心を高めてきっぱり断る勇気や行動力を身につけておきましょう。

マルチ取引のうち、「特定商取引に関する法律」の「連鎖販売取引」に該当する場合は、契約書面の受領日から20日間はクーリング・オフ(無条件解約)することができます。また、クーリング・オフ期間を過ぎた場合でも中途解約が可能です。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話058-277-1003です。(開設時間：平日8:30~17:00)

土曜日は電話相談(9:00~17:00)のみ

受付消費者ホットライン ☎(局番なし)188番(いやや!)

※☎(局番なし)188番は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります。